『関係者と連携した新たな取組により、水産物の輸出拡大に取り組みたい』

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出拡大連携推進事業

生産・加工・流通・輸出等の関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出拡大連携協議会

- ①生産段階事業者(漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体)
- ②加工・流通段階事業者(水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体)
- ③輸出段階事業者(我が国から海外への水産物の輸出の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体)
- 4行政・試験研究機関
- ⑤その他の民間団体等(情報通信事業者、機器メーカー等)
- ※日本国内に所在する民間団体等に限ります。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

輸出拡大連携協議会の運営や事業計画の深化及び新技術・システム等の調査・検討等に要する経費を支援します。

(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・ 資材の購入等に要する経費を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

■ 事業の流れ

補助、フォローアップ



輸出拡大連携協議会

実施後3年度間の成果報告

ご利用方法

水産庁が実施する公募に応募する必要があります。 ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

> 【 お問い合わせ先 】 水産庁漁政部加工流通課指導班 電話:03-3591-5612